## 【議事録】中間貯蔵施設に関する説明会⑩

注:議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・ 意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知 おきください。

日時:6月8日(日)17:00~19:00

場所:つくば市民ホールつくばね

出席:環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福

島県

## 質疑応答

参加者:皆さん方、今日は自分のうちから来たと思うのですが、私たちはそれぞれが避難 先から来てるんですよね。これでこの問題、中間貯蔵庫造るなんて、私たちの住む場所を ここにつくんのが先じゃないですか。中間貯蔵庫ってふざけんでねえ。われわれの居場所 が先。どういうとこに住むのか、どういうことになっているのか。それをやるべきじゃな いの。

皆さんはそれぞれ自分のうちから来てる。私たちはそれぞれの避難先から来てるわけ。 ね。そしてましてやここに、前回もここは私も来たけど、中間、説明あのときだって中間 貯蔵やったらば、すぐそこで造る問題になんねえのかっつっても、それは絶対なんないと いう。あくまでも調査だということで、この会、前回やったわけですよ。もうすでに造る っていうことになってる。ね。こんなふざけた話どこにあるの。前回はあくまでも調査だ って言ったんでねえの。そして今度、造る話になった。これは私は納得できない。

そして、この中間貯蔵庫造る前に私の居場所、住む場所。これを各省庁が今、その辺の 意見聞きたいんですけど。各省庁1人ずつでいいから、答えてくださいよ。私どもの住む 場所が先なのか、中間貯蔵が先なのか。

それから土地の補償問題。仮に造った場合ね。こちらは補償される。あとの分は補償、 これはどういうような説明でいるの?住めない場所、何年たったら帰られる?帰ったって 生活もできない。作ったって物も売れない、食べられない。これは発生するよ、当然。ほんでなくたって今現在、風評被害で至るところに、いたみ悲しみがやってくる。それを今度、中間貯蔵庫を仮に造ったあとで30年、40年後どっかさ持ってくっていうこと言ってっけど、30年、40年の間に本当に保証できんの、これ。ここにべらぼうなお金、現在いくらかかっているのか。最終処分なんて、このぐらいかかってもっとかかるの? そのお金払うんだらば一番、最終的に最終処分に持ってくのが本筋でねえの? 余計な銭かけてなんば、また余計な銭かけてみんな国民の税金、われわれの税金でやるの。こんな無駄なことやる必要ないよ。

そして、また緊急時なんて、これ今、今回の地震以上の大きな問題で、この緊急時対策、 どこに持ってくの? この緊急時対策なんてやってっけど。こんなおっかねえもの、こん な施設を置く必要が、もっと安全なとこ、もしあれだったら東京のど真ん中に持ってって くれ。これは私たちこれだけ言い合って、またさらに墓場造るなんて、ふざけんでねえ。 われわれは使い捨て、これだけいじめに遭って、東京の生活はぬくぬくとしてるって。ね。 こんなに安全だ、危なくねえ、安全なもの造るんだったらば、東京のど真ん中に安全なら 造ってくださいよ。

安倍総理がね、海の水はコントロールされてるなんてふざけたこと言ってっけど、海の水は満潮、干潮で動くんですよ。そしてほとぼり冷めて、オリンピック?決まってから1週間も1カ月だかなんとかで、外にはセシウムが出てます。安倍総理これに対して反省の言葉もないでしょ。

今は何も謝ってない。われわれああいうこと言ったら大変なもんですよ。命取りの言葉ですよ。私たち、ああいうの言ったら。一国の総理大臣がオリンピックをしたいためにやってる。こんなふざけた話はない。まず今、この中間貯蔵庫先なのか、私たち住む場所が先なのか、各省庁1人ずつ答えて。

内閣府:ご指摘の点については大変悩ましいことだなと、われわれも聞きながら思っております。私どもとしましても、皆さまの避難生活のご苦労を一刻も早く軽減すべく、お宅を造ることも含めて、取り組んでいくべきだというふうに思っております。中間貯蔵の整備もまたご理解を得てしっかりとやっていくということが重要だと思いますが。ご自宅についてもしっかりやっていくということだと考えております共にですね。住宅の整備も、とても大事な課題だと考えております。

参加者:大事でなくて、私ら住むところ。

内閣府:ご指摘の件もとても大事な課題。で、中間貯蔵についても本日こうしてご説明に 参上しておりますが、大変重要な課題なものですから、ぜひともご理解いただきたいとい うことで、本日参上しております。

参加者:あんた方は自分のうちから来たんでしょ? 私ら避難生活から来てんですよ。それがなんで中間貯蔵なんかやってる。住むとこ先つくるのが普通じゃないの?

内閣府:ご指摘の点は大変よく分かります。その上でですが、ご自宅あるいは避難先の住宅、これからどういうふうに造っていくかということもしっかり進めていきますけれども、中間貯蔵についても、双方共にしっかりやっていくということだと考えております。

復興庁:長く避難され、大変不自由な生活を、皆さんに強いておりますことを深くおわび申し上げるところでございます。当然、その住まいを確保させていただくということは現実として最重要課題ということで、われわれとしても災害公営住宅の整備をはじめ、いろいろと措置させいただいておるところですが、それが必ずしも順調に動いてないという面もあろうかと思います。その点につきましては深くおわび申し上げるところであります。

どちらが先かというお話もございましたけれども、やはり住宅の整備、避難者の方の住宅の整備、それも重要なことでございます。それと併せて中間貯蔵施設、整備させていただくということも、この福島の復興のためにわれわれとしては重要な課題だと考えておりますので、これもよくご理解いただきたいということで、今日参上させていただいたところでございます。ご理解いただければ幸いで、本望でございます。よろしくお願い申し上げます。

復興庁:まず住まいの件でございますけれども、復興庁としましても今、先ほどちょっと申し上げましたが、復興公営住宅の整備ということに取り組むとともに、それからたぶんどこにお住まいになるかっていうところが、それぞれ皆さんいろいろ事情が違う状況もございます。そういう意味では、さまざまなところに、さまざまな事情でお住まいになられるということに対して、きめ細かくどう対応するかっていうことが問題かというふうに思っております。

その意味では、またちょっとあれかもしれませんが。

参加者:そのしゃべりでは。早くて老人は聞き取れない。

復興庁: すません、もう一度じゃあ、分かりました。はい。はい。ゆっくりしゃべります。 失礼いたしました。

復興庁:はい。ひとつは、復興公営住宅の整備ということにわれわれ取り組んでおりますというのが1点でございます。それから、もう1点がお住まいの場所をどこにするかっていうことが、人それぞれさまざまなご事情のある中で、対応していくということが必要になるかと思います。そういう意味では、東京電力の賠償の中で今度新しく、住居確保損害という賠償の仕組みもございますので、そういうことを踏まえて、お住まいをどういうふうに確保するかということに取り組んでいかなきゃいけないかなというふうに考えてございます。

環境省:被災者の皆さまの思いという意味で、中間貯蔵施設ではなくて住宅をまず整備してこいと。これは、ごもっともだと思います。私もそういう立場であれば、そのように考えますけれども、一方で、中間貯蔵施設については、これは除染の前提としてどうしても必要な施設でございまして、除染ができないことによって間接的に福島県の生活が成り立たないという部分もございますので、皆さまと直接関係ないということではその通りだと思いますけれども、全体の生活を成り立たせるという観点から見た場合には、両方必要だということで、両方同時に進めさせていただきたいと、このように思っております。

環境省: すみません、お答えいたします。どちらが先かと。あるいはもうひとつ、例えば、 お話がありましたのは中間貯蔵施設ができる内側は補償があって、そういうのも考えてい ます。私はどちらも重要だというように考えております。

中間貯蔵施設につきましても、冒頭申し上げましたように、避難を受けられました皆さま方にお願いするのも本当に心苦しいと思っております。そうしたことから今日、中間貯蔵施設について、あるいはその土地の取り扱いについて説明をさせていただいているわけでございます。

それともうひとつお話ございましたが、どちらが先かと。どちらが先というよりも両方 私は大事だというように思っております。それは、はっきり申し上げさせていただきたい というふうに思っております。

それと、次の内側は補償があって外側は何があるのかというお話でございます。こういう施設を造るときには、やはりどこかでは境界をひかなければいけないと、これは事実でございます。従いまして、先ほど説明いたしました、補償関係につきましては、内側につ

いて公共事業できちんと考え方に基づきまして、用地の損失補償をするということは申し 上げました。

それでは外側はどうなのかということでございますが、これについても、外側というか 地域全体というほうがよろしいかと思います。これにつきましてはお手元の資料に今書い てございますような、例えば使い勝手のいい交付金というものを現在、いろいろと模索し ておるところでございます。

それと最終処分、東京に持って行ったらいいんじゃないかと、これもよくおっしゃいます。

参加者:安全だって言うんだから東京。

環境省:だから、すみません、東京に持っていけばいいんじゃないかというお話でございます。現実的に、やはりわれわれは大量の土砂が出ます。これをやはり集中的に短期間で集めて管理しなきゃいけないと、これは厳然たるやはり現実問題がございますので、まずは中間貯蔵で集中的に管理させていただきまして、その間に最終処分をどうするか、あるいは減容化をどうするかということを、技術開発も必要でございます。減容化は同時に必要でございますが、まずは中間貯蔵施設に全力を上げさせていただいて、その間に最終処分について考えるというようなことを、現在考えておるところでございます。

参加者:貯蔵じゃなくて私の立場だって。

環境省:もちろんですね、当然その住むところと中間貯蔵、両方私は大事だと思っております。

環境省:私は両方とも大事だと思っております。除染を県内で、進めさせていただいておりまして、そのためにどうしても大量に土が出てまいりまして、それを処分しなければ震災の復興が進まない、中間的に置かないと、なかなかその除染進められないということもありまして、本当に一番、お苦しみなっているところにご負担をかけるのは本当にわれわれ申し訳ないんですけれども、そのためにはぜひご理解をいただいて、いけないというふうな気持ちでございます。

本当に両方大事だと思っております。それは。

参加者:別にその私たちの生活の再建やってくれって言うの。

環境省:もちろんです、その問題につきましても、両方、政府としてやっていくということでございます。

資源エネルギー庁:今おっしゃったように、われわれは普通の家から来て、皆さまは避難所から、避難生活から来てるということ。これは思いますでは済まないかもしれませんが、私としても非常にこれまでずっといろんな仕事やってまいりましたけど、本当に申し訳なく思っております。先ほどちょっと申し上げましたが、住まいの確保ということではですね、私は皆さまにとってはまず住むところというところはまったくその通りだと思います。

そのために私、今、賠償の仕事をやっておりますので、その上で、まだ東京電力が今ご 案内途中ではございますが、当面帰還が見通せない中で、それを担うためにも新しいお住 まいを確保するための賠償ということを今進めております。それにつきましては、ぜひご 利用いただければというふうに考えております。ただ、合わせましてこの中間貯蔵という 問題も全体の復興を進める上で、どうしても必要なことというふうに認識しております。 そういう意味で私も今日おじゃましております。

ご理解を賜りたいというのは、言葉だけに過ぎるかもしれません。先ほど申し上げました、住居確保、賠償を一生懸命進めるということが私にとってできることでございますので、それを進めることで、皆さまのお住まいの確保ということにやっていくということは、お約束申し上げます。

資源エネルギー庁:本当に皆さまのお気持ち、私も実はたまたまですけれども、3.11 のときは福島におりまして、違う仕事をしておったんでございますけど、若干は、まったく皆さまに比べれば大したことないのかもしれませんけど、本当に震災およびそのあとの原発の事故、これに関しましては本当に皆さま、つらい思いをされているということは本当に、何万分の1か、何百万分の1かぐらいしか分からないかもしれませんけど、そういう気持ちは少しは分かると思います。はい。それで。ええ。これは本当に同じ答えになってしまって誠に恐縮ではございますけど、福島の復興っていうことを考えますと。

参加者:双葉町、福島じゃないの?

資源エネルギー庁:いや。

参加者:双葉町は福島じゃないの?

資源エネルギー庁:いえいえ。

資源エネルギー庁:両方、重要なことであろうかと考えておりますので、何とぞご理解をいただければとお願いいたします。

福島県:原発事故以来、住民の皆さまにおかれましては本当に、慣れない避難先で長期にわたって避難の生活をされているということで大変なご苦労をされていると思っております。県といたしましては、やはり住民の皆さんに1日も早く安定した、安心できるような生活を取り戻していただくことが本当に必要だと思っていますし、そのためにもお話ありましたように、住民の皆さんの住む場所、住居確保というのは非常に大きな問題だと思っています。これを1日も早く進めなければならないと思っております。

一方でこの中間貯蔵施設につきましては、国から県、そして2町に対して、立地の要請が来ているということになっておりまして、われわれといたしましては、この中間貯蔵施設に関する国の考え方を、ひとつひとつ丁寧に確認をさせていただいているという状況でございます。

福島県:本当に3年以上、避難生活を送ってらっしゃる皆さま、本当に大変でございます。私ども、避難地域復興局では、長期に帰還が難しい方々のための復興公営住宅を今、一生懸命つくってございます。まだまだスピード感がないというお叱りを受けております。そういうことを肝に銘じて、1日でも早くということで、現在は1次の計画3,700戸と2次の計画で4,890戸、つくっていくということで進めておりますが、27年度までになんとか、まずはその1次計画の3,700戸を造り上げて、1日も早く皆さま方が仮設住宅を出て、そういった復興公営住宅に入っていけるようにということで、努力をしていきたいというふうに考えてございます。まさしくその場所、しっかりと準備をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

福島県:3年間ということで、避難生活、非常に、本当に大変なご苦労をされていると思っております。ただ今、住居の確保についてということで、これは非常に重要なことだと考えております。先ほど、資源エネルギー庁のほうからも話がありました、住居を確保するための新しい賠償、これが今、まさに進むように準備を進めているところですが、県といたしましても、これが1日も早く、手続きが開始されるよう、取り組んでいるところでございます。この賠償が始まれば、新たな住居の確保ということもできるのではないかと考えておりますので、ぜひご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

福島県:震災から3年経過しましたけれども、まだまだ県内外には13万人余りの避難者が全国各地にまだおられます。これらの方々の本当に住まい、やはり避難先で安心して住めるようにということで、それがやはり一番の基本でございます。県としましては、借り上げ住宅の延長、供与期間の延長等につきましては、1年間、国のほうとの協議によりまして5月の28日を持ちまして延長ということで、今現在、28年の3月末まで延長ということになりました。さらにまた、震災以降すぐに着の身着のままで避難されていったということで、そういった方々に対しては、生活の環境が家族の構成等もだいぶ変わりまして、非常に取り巻く環境も変わってきているということで、非常に住み替え等の要望も多いということでございます。

それに対しましても、今現在、難しい状況にございますが、できるだけ柔軟に対応していただけるように、県としましては国と協議を進めてまいりまして、対応してまいりたいと考えてございます。やはり生活再建が、今のその生活をいかにしていくか、いかにその避難先の方々が元の、本当にふるさとへ戻れるようにということで、県としましても十分にそこは考えて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

参加者:ただ今ご説明受けましたけれども、われわれ全財産がなくなる可能性がある。こういった大事なことが、たった2時間で決められていいのかどうか。本来ならば2回も3回もやんなきゃならない説明会だと思うんだけど、前回の参加者が、言ったように、ボーリング調査っていう説明があって、説明に来ましたね。それで、その結果、聞かずして、今度はどうすんだい? それもたった2時間。それで、いわきの説明会のあと、町長の答弁がありました。町長は受け入れるかどうか白紙の状態で、説明会終わりましたらば、皆さんの意向調査を、意向でもって、この受け入れる、発言しています。で、ここ、皆さん集まった人たちで、たった2時間の説明で受け入れていることになるのかどうか。なるんでしょう? ならないね、それで、まだまだ質問します。

それで、われわれは今回の原発事故の被害者、その被害者がなんでこの原発の後始末をさせられなきゃなんねぇのか、分かんないんですよ。それで全財産、われわれ奪われて、俺も土地があります。われわれ、自分が、人は知らない。俺は絶対はんこを押しません。どんなことがあろうとも。強制執行されるまでは、自分ははんこを押さないつもりです。なぜなら、残った双葉町の中で、俺の家からは数百メートルに中間貯蔵ができる。ほんまに安全だっていうなら、安全なら東京に持っていけって。さっき説明でものすごい安全だって言ってました。なんで安全なものを関東圏に持っていかない、関東圏の電気造ってて。なんでわれわれ被害者なのに、被害者なのに、後始末までさせられるのかわかるか。

参加者:俺は絶対に、はんこは押しません。土地ありますので。それから、われわれ、双葉町じゃないけども、田舎っていうのは、隣の嫁さん、赤ちゃん産んだ、結婚した、息子結婚した、そういう横のつながりすごく多いんですよ。それ全て奪っておいて、お金で解決するってどういうこと? あんたに金払うから出てけって言ったら、あれ、どんな答えすっか知らないけども、これ、公共用地になったら出てけって言われたら、「はい」って出て行くのかい。それもたった2時間の説明で。

俺はどんなことがあろうとも、この残った双葉町のことを考えれば、私は反対していきたい。と、町長が住民説明会で、この質問出たかどうかってコメントしてるんですから、マスコミも書いてるんですから、私は反対して、こんな危ないものを子々孫々に、双葉町に要らない。終わり。

それから、ボーリング調査、何カ所やったの? これだけの何平方キロ、5キロか50?ん? こう、大きな面積で、1カ所じゃないですか、土地見たら。それで環境省さん終わったわけ?あれ。

環境省:ありがとうございました。まず、今回の説明会の趣旨でございますが、ここで賛成とか反対とか、そういうことではございませんで、まず中間貯蔵施設そのものについてご説明を申し上げる機会でございます。これで終わりと、これでどうなるのかというお話でございますが、今、お話ございましたように、あくまで最終的には地権者の方のご判断になりますので、地権者の方へのご説明はここでは地権者の方、以外の方、町民の方おられますので、また、地権者の方には別途、このあと受け入れのあとにご説明ということになろうかと思います。

と申しますのは、地域の面積と申しますか、先ほどお話しございましたけど、敷地の中、外というお話もございますし、また面積につきましても、全体の町の面積の一部と、それと、人口につきましてのその中の町の中の人口の一部ということもございますが、あくまで今回は、その事業のこの内容についてのご説明ということでございます。

それでもうひとつ、ふたつ目大変心苦しいお話をいただいたところでございます。なぜ その最大の被害を受けられた、大熊町、双葉町、ここにこの中間貯蔵施設、後始末という お話ございました。本当に私ども、大変心苦しく思ってございますが、やはりこの中間貯 蔵施設ができないと、福島県全体の復興ができないと、除染ができないというように思っ てございます。それで、まずは調査をさせてくださいということで調査をさせていただき ました。そのとき、実際、双葉町ではボーリングの数、24 本やっております。大熊町では 37 本のボーリングをやっております。そういうことで、広域的に調査をさせていただきたいというのは、現在の調査の説明会でございます。そこはあくまで調査の説明会で、調査についてのお話をさせていただきました。

今回はその調査結果を受けて、こういうような中間貯蔵施設の案を作らせていただきましたという、事業の案についてのご説明でございます。従いまして、これを持って、2時間で実は用地の買収に入るとか、そういうことでございません。あくまで最終的にはこれを受けて、ある程度判断があったあと、地権者の方に、例えば用地の説明会を開かせていただくなどして、地権者の方とお話をさせていただくというステップがございます。それと、横のつながりというお話がございました。これは先ほどのお話と非常に関連するお話ではないかと思っておりますが、そういうものも私ども、私は理解しておるつもりでございますが、なんとか被害者に後始末を頼むのかというお話もございますが、大変申し訳ございませんが、どこかにはやはり造らないといけないと思っております。

それで、東京に持っていけというお話もございましたが、やはりまずは中間的に処理をして、そのあと、その間に減容化ですとか、あるいは分離ですとか、そういう技術の開発を行いながら、次のステップに持っていきたいというように考えておるところでございます。どうもありがとうございました。

参加者:残された双葉町、どうすんですか。ちゃんと答えろ。何十年後に、何年後に。

環境省:お答えいたします。中間貯蔵施設につきましては30年間、そこで貯蔵すると。先ほどの内と外というお話と密接に関連すると思いますが、中間貯蔵施設以外のところはどうなるのかというお話、残されたということだと思います。それにつきましては。

参加者: 長塚とか新山とか、残されたってそっちの。中間貯蔵施設造ったら、仮定として、 私、反対していきますけれども、仮定として造った場合、その残された、残り双葉町をど うするのかということですよ。

環境省: 敷地外のエリアということですね。それは先ほどもおっしゃっていました中と外、 そういう分断するんじゃないかとか、あるいは残されたとこについてはどうなるのかとか、 例えば中間貯蔵が造られたところには例えば用地補償というのはあるけれども、それ以外 のところはどうなるのかというお話でございます。町の復興、将来の姿とも関係しますの で、復興庁のほうからお答えいたします。 復興庁:復興庁でございます。残されたところどうなるのかということでございまして、これはまさに町の復興、将来像がどういうふうになっていくのかというところだと思います。これにつきましては、町のほうの復興計画の議論が今年度から始まっていくことになります。その中に復興庁も参画しながら、一緒にどういうふうな町の復興の姿を描ければいいのかということを一緒に考えてまいりたいと思いますし、それでできた段階で、それについて、復興庁としても国としても全力で支援していきたいというふうに思っております。

それからさらに、もうひとつ、この地域全体の双葉町、大熊町というその町のエリアだけに関わらず、その周辺も含めまして、そこの将来像として産業再生の在り方ということについて、ただ今、国のほうで研究会を作りまして、今後の産業再生、どういうふうにやっていけばいいのかということの議論も始めております。これは6月、今月にもその取りまとめを出るということになってございますので、そういうものも踏まえながら、よく町ともご相談しながら今後の復興について一緒に、そこは全力で考えていき、そこでお示しをしていきたいというふうに考えてございます。

参加者: この問題は大変私は最初から関わっているんで、この際皆さんにもご説明・ご報告しなければならないと思ってますけれども、まずもってこの迷惑施設について私は町を守ると。これは、倒産しそうな町を引き受けた町長としては、事故のあとも町を守ろうとして必死でした。しかし、これについて多くの理解を得られず、議会で不信任を可決されてしまったのですが、誠にけしからんのは、県知事と私がしゃべったときのことですね。一方的に県知事が国から引き受けたようですけども、今皆さんの話聞いたときに、誰も納得してないのに、なぜ県知事が代わって、われわれに代わって、この問題に介入したのか。それが一番大きい問題なんですよ。私が質問状、出してますね。見てますか? 地方自治法2条の広域的な訳分かんないので介入したって、回答来てます。権限は誰だって言ったら地権者ですって回答来てます。これは正しいですね。

今、多くの皆さんが双葉町がなくなるか、なんないかっていう話をしているのに、ここに福島県として責任はないのか。私は知事と2人でしゃべった、東京事務所で。そのときに、福島のために、福島のためにって言うから、双葉のためにって知事言ってくれって言ったらしゃべんないんですよ。決してしゃべんない。しょうがないから、知事の出身の町を私にくれと言ったんですよ。下郷町を私にくれと。そしたらそれを双葉町に看板塗り替えちゃうから。ここまで迫りました。2人だけの話だから。どんどんやりましたけれども、

彼は一切答えずに、私に対してにらみつけるだけでした。これでは全然話になんないじゃないですか。私はそういうことで町民に説明ができなかった。

今しゃべりますけども、そういうつらい思いをここまでしてきて、そしてまた町民にも 私も町民だけども、今は。こういう思いをさせて。双葉町が福島の復興のために、いや、 原発ができたとき、どのぐらい福島県に金入った。双葉町以上に入ったじゃないか。われ われは、私の前の前の代の町長から 114 号線を避難用道路して拡幅して、改良してくれっ て何回も県にお願いしたけども、全部蹴ってこられましたね。避難道路も造らない。しか し、福島県にはしっかりとお金は入っていた。われわれ以上に何倍もの多くの金が入って いた。そういう立場の福島県がこんなにわれわれが困っているのに、なぜ勝手に不法に介 入した。これは責任あると思う。知事にも、直接会って、この話はしたいと思う。

みんな今、何が困ってるって、私たちが事故起こしたんじゃない。事故起こすなっていうのは私は町長の応接室で、東電と原子力安全・保安院に口酸っぱく言ってた。要求してた。約束してた。しかし、それを守られずに今事故になってしまった。その揚げ句に散り散りばらばら、私たちが逃げ惑うようなこの生活をさせられて、悔しくないと思うやつは誰もいないの。間違ってる。町民の思いをしっかりと受け止めて、町民の声を代表してしゃべんないで、まずはなんで国と東電と、県とこの問題と協議しなければなんない。町民からその委託を受けたか。その同意書、求めたか。同意書も取らずに、勝手に交渉した。私は同意書も取れないから交渉できなかったんですよ。交渉の場合に、よし、という町民もいるかもしれない。駄目っていう町民もいるかもしれない。だけども、その同意を取れないから、突っ込んだ話し合いに出れなかった。どれほどつらい思いをしてきたか、言わせてもらいます。

こんな不合理なことで、被害者にさらに被害を及ぼすような福島県、あなた方は双葉町をどうするんですか。国は今いろいろ言ったけど、福島県として双葉町、壊されるいわれはないんですよ。町そのものが原発事故で壊される歴史を作っちゃいけない。原発事故は事故ですよ。しかし、その影響で町が壊れる。壊されるっていうことはあってはなんない。決してなんない。だから、町をどうして存続してくれるんですか。そうすれば皆さんが納得できるんですよ。住むところができる。

参加者:みんなで集って、借り物で今、我慢してるんだから、こういう場所だって私、借りながら会議やったりなんかして、集会やったりしてるんですよ。ものすごい気まずい思いしながら、下うつむきながら生活してる。こんなことをする、させられるいわれはまったくない。回答は要らない。ただ、福島県から回答をもらいたい。

福島県:今の話、中間貯蔵施設に関しまして、なぜ県が介入したのかというお話でありました。また、国と県が勝手に進めてきたんではないかというご指摘だったと思っております。この中間貯蔵施設につきましては、現在、国のほうから県と、それから2町に対して設置の要請があるという状況でございまして、それにどう対応していかなければならないのか、対応していくのかということについて検討しているということでございます。その検討にあたりましては、県とそれから両町とも、それぞれ協議をさせていただきながら、これまでもやってまいりましたし、また必要に応じて、双葉8町村の皆さんともいろいろと情報交換、相談をさせていただきながらやってまいりました。今後とも、国の示す内容についてしっかりと検討させていただきたいと思っております。

参加者:8町村ってうまいこと言ってくれたね。私はそこまで言わなければしゃべる必要はなかったんだけど、この中間貯蔵施設の話を進めるにあたって最初はちょっといろいろあった。しかし、双葉地方町村会と、県と国とで進めるということに、これはルールを一応作った。しかし、そのあと、このルールを破ったのは県だ。各町村長とのということで県知事がわれわれを招集しようとした。私たちが県から、いわゆる双葉郡の町村会として、県からそういう打診があれば、私は各町村長に招集をかける立場だったんですよ。それを踏み外して、勝手に集めて、8町村と協議してきたっていうのはまったくあり得ない話で。そのルールを破ったのは福島県なんだよ。私は素直にやってきた。言われればみんな、日程調整から招集した。なぜあのとき、知事が勝手に招集した。ルールとは逆のことをやってしまったんだよ。だから私は怒って出なかったんです。ルールと違う。なんでそんなことやるんだって県庁に電話しましたよ。8町村とちゃんとやってきたよ、そんなのうそだよ。やってない。

参加者:私のところでは、11年の8月26日、一時帰宅したときの話をします。家畜がたくさん死んでました。その上でカラスが死んでいます。で、家畜が死んでいるので、八工がクモがたくさんいるはずなんです。1匹もいないんです。地面を掘ってみました。ミミズがいないです。八工の幼虫がいないです。ネコは家の中でたくさん死んでます。私のネコは自由に餌をとってきて食べるネコです。ネズミが1匹もいません。そういう状況でした。それから、私が毎月1度、家に帰りまして様子を見てましたが、1年以上、生物は存在しませんでした。それは、中間貯蔵ができる100メーターぐらいのところです。それ、安全だから帰れます、安全にします、除染します。どうして私らは帰るっていう判断ができますか。皆さんは帰れますか。

それと今、汚染物質を東京に持っていってほしい。私は東電の爆発した東電のところで オリンピックをやって、で、国会議事堂を持ってきてほしいです。そうすれば双葉町の雇 用が確保されますので、それをお願いします。以上です。

環境省:ありがとうございます。8月26日に帰宅されたとき、いろんな動物が死んでた、 地面を掘ってみたら普通いるはずのミミズもいなかった。あるいはネコも死んでて、ネズ ミも普通いるはずなのにネズミも1匹いなかたっと、こういう状況をどうまず考えるかと いうお話でございました。

私ども、実は環境調査、ご紹介しましたけどやっておりまして、環境調査やった範囲におきましてはネズミもおりましたし、場所によるかもしれません。実際いろんな生物はおりました。それば事実としてございます。たまたまその生態系の、と言いますかチェーンの中でその場所その時期で、例えばミミズがいなかった、ネズミがいなかったというのは考えられますが、実際の調査した結果、ネズミがおったのは事実でございます。それはちょっと事実として申し上げたいと思います。

それと、あと例えば安全と言うなら爆発したとこでオリンピックをしたらどうかとか、 あるいはそういうところに持ってくることによって雇用が生まれるのではないかというお 話がございました。この中間貯蔵施設のお話になりますけど、これは大規模な工事になり まして、雇用の点ではかなりの効果があると思っております。

ただ、東京に持っていくとか、何回も繰り返しになりますけど、あくまで中間的に貯蔵させていただきたいというのが趣旨でございます。それによりまして、オリンピックとはまた違ますけど、雇用が生まれるのは確かだと思っております。

ちょっとお答えなっていないかもしれないです。またお答えになってなかったら補足を ちょっとお願いできればと思います。マイクをお願いします。

参加者: すみません、私の言ってることは違います。永久的に双葉町がなくならない方法として、そのひとつとして私は今、提案したんです。ネズミがいなかった、周りにはいました。ちょうどほら、100 メーター周りにはいましたよ、カラスもスズメもみんな。私の家のところでは死んでましたよ。で、1年以上たってからネズミがいない。ネズミがいないっていうのが確認できたのは、私の家の中に米をいっぱい積んでおいたんです。それが全然食べられてないんです。で、1年以上たってからネズミを見ました。30 センチほどもあるおっきなネズミで、真っ黒いネズミでした。

私は思うんですが、国も東電も私たちに言うことはうそばっかりやと思います。本当のこと言ってください。それを望みます。「私のところに黒いネズミがいた」。双葉の人にそう言いました。「うちにもいたよ」。で、私たちより早く避難した人たちにその生物の話を聞きました。ネズミはいた? カラスはいた? スズメはいた? 1人1人に聞きましたよ。みんないたって言いました。でもあるときに、うちには真っ黒いネズミがいたんだよ。そういう人がいました。そういうことの確認を、今いない、確かに皆さんが調査したところにはいないんだと思います。

私の家にはそういう黒いネズミがいて、最初になんにも生物がいなくなる。その危険性をもっと皆さんに知ってほしいんです。原発のあるところの地域の皆さんに、それを隠さないで知らせてほしいんです。以上です。

環境省:ありがとうござしました。環境省は、もともとそういう自然生物について、担当してる部局もおりまして、自然生物についてはいろいろ取り組んできたところでございます。これは何とぞ、ご理解いただきたいと思います。やはり、人がいなくなるとか、あるいは例えば、里山が荒廃する等々の場所でも生態系がどんどん変わっていく。こういう現実ございますので、生態系についてはやはり人のいる、いない、あるいはその人口が減るということで、生態系はどんどん変わっていくもんだということでございます。

それと今のお話、もうひとつ、私感じましたのは、そういう状況であるのに、情報についてわれわれ何か隠してるんではないかと。少なくとも私ども、情報隠さず出しておるつもりでございますし、そういう点もまたご懸念ございましたら、どんどんご意見をいただきましたら、こちらからも積極的に一方向じゃなくて両方向で、いろんなコミュニケーションを取らせていただきたいと思いますので、そういう貴重なご意見をまたいただければと思います。どうもありがとうございました。

参加者:国がお話ししている趣旨、考え等は、私は十分に理解しているつもりでございます。というのは、前に原発事故が、チェルノブイリ事故ですか、ございました通り大規模な災害で、その安全性をどのようにするかというと、やはり一番はそれが重要じゃないかと思うんですよ。

やはり私たち危険な地域では、あそこでも、50年は住めない、100年は住めないって言ってますので、そのようにして新しい生活再建を構築して、1日でも早く前に進めていくことが正しいのかなと私は思っております。

その中で、地権者として考え方ですね。ひとつ申し上げておきますけども、公共事業の中で買収、賃貸、あと代替用地と、通常は大きく分けると3通りになるかと思います。その中で、どうしても欲しいという、今回は国側ですね。通常の価格ですと農地ですので、かなり安い値段だと思います。ただ、生活する上で、先祖代々から苦労して、そのような思いがあって、代々つないできて、またこれから代々継いでいくというものが農地であるんじゃないかと思います。

そういう中で、例えば田んぼですと、1反歩あたり8俵から10俵の米が取れるとしました上で、金額で換算しますと、1反歩当たり12万から16万という数字が出てきます。ただし、これ働いてないから土地代が下がるというのはちょっとおかしいんじゃないかと。働かないほど、人間として生活がつらいものはないかと思います。

そういうことを考えますと、1反歩12万から16万で、30年で1反歩当たり400~500万という数字が出てくるのが妥当じゃないかと思うんです。また、参考事例として高速道路が走ってますね。高速道路の用地買収の価格を参考にするとか、あとそれから、楢葉町のダムの建設用地。あとそれから迷惑施設ですと大熊町に処分場が建設計画が20年前に、用地買収があります。かなり高い迷惑施設ですので、かなり用地が高い値段で買収されています。そういうことを十分に考慮した上で、地権者に土地の値段というものを提示していただきたいなというふうに思います。そういう中で、地権者が判断しやすいようにしていくのが、真摯に受け止めた国のやり方じゃないかなと思っております。

あとは生活の安定のために、どのようにしてやれるかということも考えていただきたいと思います。ちょっとずれますけども、前に文科省の損害賠償支援センターさんのほうでそういうこと、そういうこの用地ということで土地と建物の案が出されて、東京電力が7月ごろ出てきますけども、あれでは全然、災害、われわれの被害者のためになっとんのかと。

と言うのは、あのときにも私説明会に行きましたけども、土地の値段が福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、南相馬市、これを参考にして決めさせていただきました、というような説明だったんですけども、値段が 12 万 5,000 円と。あの金額は何かとおっしゃるんですか、公示価格ですね。実際は公示価格で買収なんてのはできません。改めて土地なんて買えません。 2 倍から 3 倍してるところが多いです。本当に被害者のための再建ということで考えてるんだら、あの値段っていうのって本当におかしいんじゃないかと思うんです。

あと面積も 250 平米ととると言ってます。今、農家の方が、250 平米というのは 75 坪です。そんな農家どこにもございません。まったく話になんない。よくやった、よくやった、

自分たちは評価してるかも分かりませんけども、実際にはなんの役にも立ってません。われわれには、苦しみのだけですね。ということもひと言申し上げておきたいと思います。

なお、先ほどおっしゃった、地権者会議があるかと思いますので、そのときには今、私がお話したことを参考にして、長引かないような形でやはり賠償して、真剣に、どれだけ国さんが真剣になるかということが、その金額とか代替え地とか、賃貸とか、そういうのがあって、結論が出てくるんじゃないかなって私は思っております。

期待して。期待って言うと大変語弊ですけども、本当のあれですね、誠意を表していた だきたいと思います。以上です。

環境省: どうもありがとうございます。非常に現実的と申しますか、そういうお話いただきまして、どうもありがとうございます。まず、施設の受け入れがまだ決まっておらない段階ということで、そういう具体的なお話すると、非常に難しいというのはご理解いただきたいと思います。その上で、例えばその受け入れていただいたあとには、地権者の方の特定という作業があります。

地権者の方を特定させていただいて、それから地権者の方々を対象に例えば用地補償に 関する例えば説明会みたいなものを開いて、そこで個々の地権者の方とご相談しながらま ずは調査を進めて、その結果に基づき補償させていただくという手続きを踏みませんとい けないっていうのは、まずご理解いただきたいと思います。

そういうことでございますので、現段階でどれくらいだとか、どういう数字だとか、あくまで個々の状況によって違いますので、この場ではご説明できないのはご理解いただければ。ただ、今お伺いしましたことは十分私ども理解しておりますので、何とぞ今後、ご協力いただきたいというふうに思っております。どうもありがとうございます。

参加者:今までこれ、いろんな貯蔵庫についての説明は、丁寧な説明ありましたけれども。今の土地の話じゃないけど、私は土地を売る気もございません。まして、貯蔵庫に対しては反対です。で、あなた方、30年後いないのに法制化します。あなた方、何歳になるんですか。責任を持つことできますか。今、法制化って言いますけども、今国会で内閣は何を騒ぐ。憲法を揺るがす考えでもって今、合議してるじゃないですか。法制化なんて頓挫するから。ねえ。すぐそのときの動向で変えられるじゃないですか、法制化。法律なんて。そんなのあてにできますか、あなた方。ねえ。こんな、双葉町と大熊町に中間貯蔵なんて要らないですよ。私たちから双葉町、大熊町を取らないでください。取り上げないでください。お願いします。

環境省:お答えいたします。町を取り上げないでくださいという思いについては、しっかりと受け止めたいと思います。その上で法制化についてですけれども、確かに法律については改正をすれば変わるというものでございます。しかしながら今、国の意思決定としてできる中で法制化というものは一番、憲法を除いては一番重いものでございます。政府としましては閣議決定っていうことがございますけれども、政府だけではなくて、国民の代表たる国会も巻き込んだ上で法制化をさせていただきたいということで、政府としては法案を提出いたしますけれども、その上で国会で審議をいただいて了解を得なければ、これは法制化は成り立たないということでございまして、そういうプロセスを経て、30年後に県外に最終処分をするということを、私どもとしては国会に働きかけて、それを実現させたいということでございまして、その約束については確かに改正という意味からは絶対的なものではございませんけれども、今できる限りのことをさせていただきたいと、お約束をさせていただきたいということでございます。よろしくお願いします。

参加者:もう私たちに責任は持てませんって言うんですか。そんな説明会ってあるんですか。はっきり言って。責任求めるような、説明会をしてるんですか、今。法制化は講じるつもりです。つもりではなんにもならない。だから、今あなたたち責任持てますか? 責任を感じるよねっていうことなんです。

環境省: すみません。いろいろとご意見いただきましてどうもありがとうございます。私ども、冒頭でお話ししましたように、今日説明させていただくということ、直接、大熊町、双葉町の両町民の皆さまに直接説明させていただくということ、またそれと同時に大熊町、双葉町の町民の方に直接ご意見をいただく場ということをお話いたしました。今、大変にご厳しいご意見いただきました。その点につきましても私どもしっかりと、そういうご意見を承ったということは心にとどめたいと思います。

ただし、いまほどご説明しましたのはやはり、最高の意思決定と申しますか、それは法律に位置付けることだということ。これは事実でございますが、そういうご説明をさせていただきます。ただし、例えばそれが信用できないとおっしゃるのであれば、私ども重く受け止めなければいけないと思っておりますが、一番重いお約束ということで法制化ということを申し上げたつもりでございます。どうもありがとうございます。

ご趣旨と違いましたらちょっと。まさにそういうことで今までいろいろあったから、き ちんと対応をしてほしいと、責任を持って対応してほしいと、そういうご趣旨とも受け取 りましたので、そのあたりもしっかり心したいと思います。どうもありがとうございました。

参加者:ちょっと具合悪いので、座らせてやらせていただきます。私は〇〇(苗字)〇〇(名前)です。こういう自己紹介をしたいんですが、お偉方は苗字しか言わない。ふざんけなよっつうんだ。ちゃんと大人の礼儀を私たちにも取れっていうことをまずひとつ。これは老婆心から関係ないことです。

私が言いたいのは、原発ができたのは約四十数年前です。そのときに安全・安心の場所だって言われて、このざまでしょ。そしたら、またこの中間貯蔵庫を造るにあたって、あなた方の説明の中にいくつ安全っていう言葉があったか拾ってみてください。これも、うそだと思います。そして今度、30年間したら永久貯蔵庫になるんだけれども、30年して法律を変えて、法制上を変えて、そんなことできるはずないですよ。あなたたちだってもう退職したり、いいじじさんばばさんになってると思うんです。まして私たちは、私も73歳になりましたが、もうそんなに長くないと思います。そんなときに、そんな曖昧な言葉で中間貯蔵庫はなぜ大熊町と、双葉町にまた来たのかと。それが造られる前に、大熊町と双葉町がなぜ選ばれたか。負の遺産をふたつは要らない。とにかく東電でこんな惨めな思いをしてるんですから、つくば市はいいところですよ。こんなところっていうのは、こういう避難生活をするとは、夢にもするとは思ってませんでした。

それで私は、そのことのために今体調を崩しています。もしかしたら、今ここで死ぬかもしれません。だけども、私にも子どももおりますし、両竹は海に近くて津波が上がったところなんですが、うちに帰ると草ぼうぼう、道のほうは何か山を背負っているせいかタヌキもいましたし、イノシシもいます。先ほどの方のお話は直後の話だと思いますが、今は悠々と来て、うちの中を荒らして帰ってます。そんな惨めな生活をしている人たちに中間貯蔵庫はだいたい決まったような感じでお話していることが、とっても腑に落ちません。

そして、もっと大事なことはあやふやな喪失感っていうのがありますよね。喪失感っていうのは、何かが知らないうちに奪われてるっていう、こういう状態を言うのではないでしょうか。そして、平成 23 年の 10 月に中間貯蔵のことを発表したと。それから何年たちましたか? 23 年ですよ。だから、その起きた事実において、青森のなんて言うの。六ケ所村並みのものができるっていうような話が、テレビでは放映されましたね。そして、それなのにその間、2年間、あんたたちがこのことのためにあらためて 23 年の 10 月、25 年の何月かに、今度は正式に説明会をしながらって言いますけど、その間、あなたたちは何をしてたんですか。ふざけんでねえって言うんですよね。

で、それがあっという間に 27 年の 1 月に造るようになるでしょ。そんなばかな話ありますか。私も反対で、捺印しません。地権者だけの押印だけで決まるならば、こんなことなんかもうやんなかったら良かったじゃないですか。地権者は確かにお気の毒です。全てがなくなるんだから。そしてこの地図を見ますと、とにかく東電のあの敷地、大きいところは双葉と大熊を合わせたぐらいの敷地に、東電に土地があるじゃないですか。そこを東電の敷地ならば、あなたたちが国のほうで支えてやった東電ですから、あそこか、もしくはこんなに安全・安心を強調してるならば、東京と言わず、各自治体にお任せくださいませんか。そして、このところに来るのは、福島県全部の放射能物質が来るんですよね。

私たちの両竹、あるいは福島、双葉町全体とか、双葉郡だけのものでなくて、全体の遺物が来るわけですよね。そういうこともきちっと言わないで、なんとなく私たちを丸め込もうとしている、その魂胆でせいぜい賠償してやれば、あいつらまたオーケーって言うでねえが、なんてね、思っててもらったら大変です。私たちにも人格はあります。いいですか。

このように、40 年前の原発と、それからこのことについて私たちは負の遺産を後世に残したくありません。女の人がお嫁さんに行かないの。なぜか。放射能にかかってんじゃないか。放射能に何か自分の体がおかしいんじゃないかって誰も分かりませんから、嫁に行かない人も多いです。不安なんですよね。

で、そういうことを絡めて、とにかく私は中間貯蔵庫を造ることには反対です。まして、 地権者さんには申し訳ないけども、地権者さんの会議をやってっていう、そこをもう1回 説明してください。なぜ地権者だけともう1回やるんですか。ごまかそうとしてんじゃな いですか。それとも、賠償いってやっから頼むな、なんていう汚い手を使おうとしてんじ ゃないですか。そして、双葉町が反対したことによって差別を付けるようになって、ます ます私たちは遠く離れた故郷から、故郷を思いとしているような状態です。とにかくなん かちょっと調子悪くて、うまい具合に話せませんが、とにかく。

環境省:いろいろな点、さまざまな角度、さまざまな点からお話がございました。ひとつひとつお話しさせていただきますと、例えばあやふやな喪失感、あやふやなままこれが終わっていくんではないかと。あやふやに喪失していくんじゃないかという、大変あいまいなことをした中で、いろんなものの喪失感というものが非常にそれは不安であると。これは私も同感でございます。また中間貯蔵施設、例えば双葉、大熊に造るんではなくて、別のところ、最も被害を受けられた大熊町、双葉町さんではなくて別のところに持っていくべきではないかと、こういうお話もいただきました。

で、安全、安全という言葉は何回出てきたのかと。今まで私たちは原子力発電所の安全 ということを、で、先ほどもおっしゃいましたし、そういうことで今まで来た中で中間貯 蔵施設というのは、また同じ繰り返しではないかというようなお話もございました。

それから例えば資料の5ページで23年の10月からということでやっているのに、なぜ進んでいないのかと。遅々として、いまだにこんなことをやっているんじゃないかという、スピード感がないと。これはこれだけに限らず、おそらく皆さま方、ほかの点でもスピード感がないというのが代表した形で、こういう23年の10月から今までこんなにかかっていたんではないかというようなお話をいただいたと思っております。

それと、次、地権者だけというお話ですが、これはあくまで手続きとして先ほどのご質問にお答えするとして、地権者のご同意がないと最終的には進まないというお話をさせていただいた、あくまで手続き論でございます。おっしゃいますこと全て、私ども、ごもっともだと思っております。この被害を受けられたところにこういう施設をお願いするのは本当に心苦しいとは思っておりますが、繰り返しになります、やはりこういう福島県全体で除染が進んでおりますそういうものを、やっぱり一時的に、また安全という言葉を使わせていただきますけど保管する、集中的に保管する施設が必要だと思っておるところでございますので、これは何回もお願いをして、ご理解いただくしか近道はないのかなと思っております。

また最終的には地権者の方のご了解が要りますので、そういう点でも丁寧に説明をさせていただいていく必要があると。今回もそういうことで初めて私ども説明させていただきましたし、また皆さまからもご意見をいただいたと、そういう場でもあると思っておりますので、本当に貴重なご意見ありがとうございました。とにかく何事にもやっぱりスピード感を持ってやっていくと、目に見える形でやっていくというのは、全てここに来ております政府の関係者全員、心に刻んでおることだと思います。そういう点も含めまして貴重なご意見どうもありがとうございました。また今後とも、ご意見いただければと思います。本当にどうもありがとうございました。

参加者: すみません、代理で来た者です。ご質問させていただきます。このいただいた資料の7ページに書かれていることで、ご質問させていただきたいのですが、こちらです。よろしいでしょうか。はい。単純な、極めて稚拙なご質問になってしまうのですが、お答えいただきたいと思います。繰り返し書かれていることなのですが、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるとこちらに書かれているのですが、この処理に、30年で完了できるものなのでしょうか。まず単純な質問なので

すが、それから県外でと書かれているのですが、実際に福島県外で受け入れてくださる可能性のある県はあるのかということ、疑問に持ちました。

それからそうですね、こちらの土地の取り扱いに最終処分場になってしまうのではないかとのご懸念を踏まえ、と書かれているのですが、ちょっとどきっとしました。中間貯蔵施設というふうにお伺いしていましたので、最終処分場になる可能性も初めてここでちょっとよぎりました。これは可能性も、またあるということをちょっと頭に入れておいたほうがいいということでしょうか。

そして次の、その際、次のマル印のところなのですが、中間貯蔵施設の跡地利用と書かれているのですが、これは前の文章で最終処分場と書かれているので、すみません、中間貯蔵施設の跡地利用というのはちょっと前の項目とは矛盾するかなとちょっと思ったのですが、跡地というのは30年以内に県外で最終処分を完了したと仮定しまして、そのあとに施設をどけるという可能性もあるということなんでしょうか。単純ですみません。跡地という言葉ではやはり、施設をどける可能性もあるということですよね。単純ですみません、はい。跡地利用するということ、そういう可能性もあるということなんですよね。これはちょっと矛盾、文章的にちょっと最終処分場という可能性や、跡地利用、中間貯蔵施設をまた、あの、最終処分を完了したあとにどける、どけて跡地を利用する可能性もある。

また住民票の下の項目のところでは、中間貯蔵施設の用地として土地が売却された場合と書かれているのですが、これは今、すみません、皆さんがおっしゃっていたように、土地のそういう補償や売却、そういう可能性がある。売却を、用地を結局売却、その地権者の方に売却してほしい。そしてそのあと、日本環境安全事業株式会社、これは先ほど 100パーセント国が出資されている会社だとお聞きしたのですが、結局、国でいずれにしろ、最終処分場になってしまう可能性がある場合、また中間貯蔵施設として、利用が終わったあと、跡地。またいずれにしろ国が、この双葉町、あと大熊町に跡地、あ、跡地じゃないですね。この中間貯蔵施設の用地、また跡地になる可能性のある、この土地については、今後 30 年以上、またそれ以降ももしかしたら管理する可能性があるということなんですよね。ちょっとここ読ませていただいていて、意味が分からなかったもので。

環境省:いろいろ質問をいただきました。全て網羅しているかどうか分からないんですけれども、まず一番大きなものが、最終処分場になってしまう懸念というふうに、この資料の中に書いてあるということで、国として最終処分場にするという考えがあるんではないかと、そういうふうに心配されたということだろうと思います。

この資料を作るにあたりましても、今までいろいろな形で町や県などからも話をいただいておりますし、調査の過程の住民説明会でも最終処分場になってしまうんではないかという、まさにそういう質問をたくさんいただいておりましたので、最終処分にするということは、国としてはないということをお約束させていただくと。それを法律の中で書かせていただくという趣旨で、この資料の中にはまさに皆さまがそういうご懸念を持たれていることに対して、そういうことはないということを強調させていただいたということでございます。

それから、30 年以内に最終処分ができるかということでございますけれども、これは単純に今、貯蔵するものを 30 年後にどこかに運び出すということではございませんで、30 年たてばセシウムも半減期というものがございまして、今のセシウムの濃度を 10 割としますと、それが 6 割減って 4 割まで下がります。さらに今、減容化技術ということで、濃いものと、それから薄いものを分ける技術もございます。今現在、技術はあるのですけれども、まだコストなどの面でなかなか使えないこともあるので、これを 30 年の間に使えるものにしていく。自然減衰も考え合わせますと、十分に 30 年後に県外で最終処分をするということも、われわれとしてはできると思っております。で、こういったことを県外の皆さま方にも、今現在、県外で受け入れてくれるというところは残念ながらございませんけれども、30 年の時間をかけて、丁寧に説明していくことによって、必ず見つけられると思っておりますので、そういった点から、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。ちょっと答えが漏れている部分もあると思いますけれども、また後ほどご連絡いたしますが、フリーダイヤルなどもございますので、個別に言っていただければできるだけ分かりやすく説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

参加者:ありがとうございます。

参加者:私は津波に流されてなんにもないんですけど、東電の人に聞いたんですけども、 最終処分、中間貯蔵施設できましたらば、それはどこでも受け入れてくれないもんですか らそこに置くしかないですって東電の人に言われました、私は。だから、この説明会あっ ても、最終的にはどこでも受け入れてくれないから、これは双葉町の中間貯蔵施設は置く しかないですって、東電の人に私言われました、それは。

環境省: それは原発の中の廃棄物のお話ですか。

参加者:東電の職員の人に、それは中間貯蔵施設、どこに持っていくんですかって聞いたらば、どこでも受け入れてくれませんと。だからそこに置くようになりますって東電の人に言われました。だからそのごみ、除染したごみを各市町村で片付けてください。双葉町なんか、持って来なくったっていいんですから、私。

環境省:東電の職員がどういう言い方したか私は今のお話からですけど、除染土壌につきましては東電、特に東電はどう言ったということではなくて、政府が責任を持って中間貯蔵施設を造らせていただくということでございます。中間貯蔵施設はやはり、福島県全体の復興に必要なものと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。また。

参加者:最初の中間貯蔵所の地図は、グラウンドと工業団地なんですよね。最初の地図は。 最初初めて中間貯蔵施設できますよっちゅうときは。工業団地と、町民グラウンドだけだったんですよ。なんで全体、これ双葉、細谷だの、郡山全体をやらなくちゃなんないんですか。そんで国のものになったら自由でしょう。今、川崎の火力発電所だっていつ壊れるんだかなんだか分かんないって言ってたよ、川崎の人。そのごみまでそこが持ってきて捨てんの。

環境省:川崎の火力発電所とはまた全然別の施設でございまして。前回お示ししたのは調査、こういうところを中心に調査をさせていただきということをお示ししたわけでございます。今回はあくまで、こういう施設の案について皆さまにお話をさせていただいたと。 それと、東電の中のごみは一切、中間貯蔵には入りませんので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

参加者:今、おっしゃったように、案って言いましたけど、結局はこれは中間貯蔵施設造るっていう条件を基にして話をしてるわけですよね。そうお願いしてるわけでしょう。そういう話でここ説明会してるんでしょ。案でなくて、もう造ろう、造るっていう前提に立って話をしてるわけですよね。だから、反対も何もないじゃないですか。違いますか。

で、どうしてそういう大事な、話しするのに、こういうペーペーの人ばっかり来て、大臣は来ないんですか。内閣府のあんたもペーペーでしょ。それから復興庁、あなたもそう。前も来ました。私よく顔覚えてます。名前も全部一緒ですから。みんなそうでしょう。で、もし地権者、私は地権者じゃないですけど、地権者の人がはんこ押したらば、国のものになって、住民票のどうのこうのって書いてありますけども、国のものなったら国のものだから出ていけっていうのが普通でしょ。違います? それひとつ。

それからいくら説明して、説明、ここに私が反対する反対するって言ったって、もう造るのを前提として話してるわけですから、最終処分場になる、たぶんなるとは思うんですけども、30年以内に法律を変えますとかって言ったって、あなたたち内閣府の法律なんかすぐ変えられるでしょう、なんでもかんでも。約束なんかできますか。できないでしょ。法律はすぐ変えられるでしょ。じゃあなんで大臣が来ないのって本当言いたいですよ。ペーペーの人ばっかり集めて、私たちにどんな説明してんですかっていう。で、福島県のため、福島県のため、双葉町はどうするんですか。町の復興はあり得ませんよ、これじゃ。違いますか。ペーペーの人ばっかり集めて。本当、頭に来る。どうして私たちが被害者なのに、加害者の言うこと聞かなきゃなんないんですか。違いますか。答えてください。

環境省:すみません。ありがとうございます。まず、なぜ、ペーペーの担当ばかり来て、 大臣が来ないのかというお話でございます。大臣、あるいは副大臣、政務官、これまで県 や町に対してお願いをしてきてございます。今回は、実務的にしっかりと説明をすると。 あるいは実務的にしっかり皆さま方のご意見をいただくということで、私ども、ペーペー とおっしゃいましたけども、一番のその分野の担当者が参っておるわけでございます。ま た、いただきました意見につきましても、きちんと大臣に報告をしておりますし、大臣か らも私ども、直接、説明してこいというように命令が出ております。従いまして、現時点 でこの内容につきまして説明できるものが参っておるということで、何とぞご理解をいた だきたいというふうに思っております。また、決めてるというお話でありましたが、お願 いに今回、説明させていただいておるわけでございます。従いまして、皆さま方に今回、 こういう資料に基づいてお願いしたということについて、何とぞご理解をいただきたいと 思っております。あくまで今回、説明させていただきました。もう一度繰り返して申しま すと、大臣と言うよりも、私ども、大臣から一番担当者でこの内容について最もしっかり と説明できるものということで私どもが来ておりますので、大変申し訳ございません。も しもっと、それではご不満だとおっしゃるのは私ども、意見としてお伺いしましたが、し っかりと説明できるものが今回、例えば中間貯蔵施設でしたら、私、中間貯蔵施設チーム 長ということで全体を統括しておりますので、お話をさせていただいておるわけでござい ます。

いろいろご意見賜りましてありがとうございます。私どもも今いただきました意見につきまして、当然、心して仕事をしてございます。また、法律につきましてはやっぱり最高の意思決定だということもございますので、そういう点で何とぞご理解をいただければというように思います。どうもご意見ありがとうございました。

参加者: じゃあ、簡単に質問します。今日のこの会も、9名ほどありましたけども、賛成意見は2名でした。それで、双葉町長は町民の意向を聞いて、この中間貯蔵施設を受け入れるっていうようなマスコミの報道がありましたので、町長に賛成意見は2名、それから反対意見は7名なのかな、っていうことに意見がありました。そのことを町長に、そういうつくばの結果になりましたということをお伝えいただきたい。それで、皆さまもそういうことを理解していただきたい。ですね。議事があると思いますので、賛成意見が2名、しっかり伝えて下さい。答弁要りません。

以上